

【事案 27-299】契約無効請求

- 平成 28 年 11 月 18 日 和解成立

＜事案の概要＞

誤信にもとづき契約を締結したとして、契約の無効ならびに既払込保険料およびこれに対する積立利率相当の利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 27 年 8 月、積立利率金利連動型年金（米ドル建）を契約したのは、以下のとおり、契約内容を誤信したことによるものなので、契約を無効とし既払込保険料およびこれに対する積立利率相当の利息を支払ってほしい。

- (1) 募集人およびその上司が来宅し、年 5% の利息の米ドル建劣後債の勧誘を受けて契約をした後、本件契約の勧誘をされ、募集人から、本件契約は、年支払額が一時払保険料の 5.7% 相当であり、受取保証期間終了時には、一時払保険料の 100% が支払われることになるとされ、米ドル債券と同様の高利回りでの運用だと信じた。
- (2) 保険勧誘パンフレットには、米国の高金利を活用して運用と表示され、また所得税計算例グラフから、前記の債券同様の利回りの運用と信じ切って契約した。
- (3) 年 1% の口座管理料や解約時の返還条件については、契約時までに何の説明もなかった。
- (4) 保険証券では年金支払開始日は平成 27 年 8 月となっているが、その日に年金は支払われず、第一回支払日は一年後の平成 28 年 8 月であった。
- (5) 受取保証期間後の生存の可能性は非常に少なく、96 歳以降年金を受け取ることはほとんど期待できない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、複数回に亘る面談や電話による説明を行っており、面談時にはパンフレット、年金試算設計書、特に重要なお知らせ等の募集資料を適切に交付し、それらを使用して、商品内容や商品の仕組み、重要事項等につき丁寧な説明をしている。
- (2) 募集人は、募集時において、特に重要なお知らせを使用し、市場価格調整、為替リスク、初期費用 7% について説明を行い、また、年金一括受取をした場合、受取総額が一時払保険料を下回る可能性があることについて説明を行っている。
- (3) 本件契約は終身年金であり、受取保証期間以降も被保険者が存命の限り一生涯年金が受け取れることから、長生きリスクに備えることが可能である。また、本人に万が一のことがあっても、継続年金受取人が年金を引き継ぐことができる。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するために、申立人および募集人らに対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効および既払込保険料の返還は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和

解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 契約時において、少なくとも、募集人の解約払戻金額についての説明は、具体的な金額または一時払保険料に対する欠損の割合を申立人にイメージさせるまでのものではなかつた可能性がある。
- (2) 本件契約の特徴の一つである年金支払日についての募集人の事前説明も正確でなかつたことが認められる。